

答申第972号
令和3年11月5日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕



答申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和3年11月1日付け神戸家第4098号により質問がありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

児童扶養手当受給者への食育に関するアンケート調査の実施について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

- 1 こども家庭局家庭支援課が保有する児童扶養手当受給者情報を用いて、食生活状況等に関するアンケート調査を実施することは、新型コロナウイルス感染症拡大により経済的な影響を受けたひとり親家庭の食生活状況の把握が可能となるとともに、今後の効果的な施策の展開に繋げることが可能となり、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

児童扶養手当受給者への食育に関するアンケート調査の実施について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申972

【児童扶養手当受給者情報項目】

氏名（漢字・カナ）

住所

郵便番号